

日本の女性政策と「開発と女性」(WID)

—1975年以降の動向—

いとう まちこ
伊藤 真知子

<キーワード>

- 1 開発と女性 2 女性政策 3 ジェンダー 4 エンパワーメント
5 開発 6 開発援助

<要旨>

「開発と女性」の考え方は、国際社会では、1970年代から注目されていたが、日本においては1990年代になってようやく認識され、取り組みが進められるようになった。国連を中心とする国際婦人年、国際婦人の十年、第4回世界女性会議などの活動は、「平等・開発・平和」をテーマとして展開されており、とくに「開発」は、一環して中心的な課題となっている。また、開発政策の領域においても、WIDに関する取り組みがOECDのDACなどにおいて行われてきた。日本の国内行動計画に「開発と女性」が入ったのは、1991年の「新国内行動計画（第一次改定）」時であり、これは同年のJICA「開発と女性」研究会の報告書による提言を受けたものといえる。その後北京会議を経て昨年策定された「男女共同参画2000年プラン」にも「開発と女性」は明記されたが、「途上国の女性支援」にとどまるものである。日本のWIDに対する認識は、国際社会における認識とかけはなれていることを理解し、途上国援助の問題としてばかりではなく、自国の問題としてもとらえていくことが必要であると思われる。これまでの日本の開発・発展過程をWIDの視点によって見直し、そのジェンダー・バイアスを問い直し、そして是正することが求められる。国際婦人年以来の日本の「平等」への取り組みは、一定の成果をあげてきたが、今後はGADの考え方を含めた「開発と女性」の視点から、女性のエンパワーメントの促進および社会のあらゆる場面における意思決定への女性の「参画」推進に取り組むことが重要である。

はじめに

国立婦人教育会館では、平成6年度より、「開発と女性に関する文化横断的調査研究」を、アジアにおける「開発と女性」の現状に関するジェンダー分析および女性のエンパワーメントの具体的な方策の構築を目的として実施している。アジア諸国において女性が直面している状況やそこから生じるニーズは、政治、経済、社会、文化、宗教などの違いにより多様であり、一国内においても社会階層、雇用形態、居住地域などによって異なっている。このことをふまえて、タイおよびネパール両国の複数の地域においてライフコース・アプローチにもとづくインタビュー調査を実施し、ジェンダー分析の手法による比較研究を行うものである¹⁾。

この研究ノートは、この調査研究プロジェクト実施にいたるまでの日本における「開発と女性」への取り組みを、

日本の女性政策の動向のなかへ位置づけ、その成果と課題を明確にしようとする試みである。

日本の女性政策は、1975年の国際婦人年以来の国連を中心とする女性問題への世界的な取り組みによって大きく方向づけられ、その方向性に沿って展開されてきたことができる。国際社会においては、「平等」「開発²⁾」「平和」の3つのテーマは、相互に深く関連するものと考えられてきたが、日本における女性政策のもっとも中心的な課題は、「平等」であった。これは、75年当時の日本の女性の置かれた状態を反映するものであったといえよう。第2次世界大戦後、日本は急激な経済成長を遂げ、ある程度の生活の豊かさを手にしたものの、憲法で保障された男女平等（形式的平等）が実生活においては達成されず、女性に対するさまざまな性差別が存在したことから、実質的平等の実現が最大の課題となっていた。メキシコ会議における

日本政府代表演説は、「急激な社会経済の発展が必ずしも婦人の地位の向上にはつながらないことを指摘し、その発言が注目された」のであった³⁾。

「開発と女性」(WID=Women in Development)とは、基本的に次のような考え方のことをいう。すなわち、開発の究極的目的を達成するために、(1)女性を単に開発の受益者としてだけでなく、開発の担い手としてすべての分野およびプロセスに女性が積極的に参加する、(2)そのために女性が置かれている社会・経済的状况を改善し、女性の全般的地位向上を促進する、さらに(3)途上国、先進国双方の国際理解・協力を深める、というものである⁴⁾。

このような「開発と女性」の考え方は、国際社会においては、1970年代から注目され、具体的な取り組みが始められた。この背景には、開発政策と女性の地位向上政策という2つの国際的な動きがあった。第2次国連開発の十年(1970~79年)は、経済開発を重視し、国民総生産を増大させることを目的とした第1次国連開発の十年(1960~69)が、女性の状況を改善するどころかむしろ悪化させる結果になったことの反省のうえにスタートした。その「国際開発戦略」には、経済開発と社会開発とを同時に進めること、「開発努力への女性の統合」が明記され、WIDが重要な柱のひとつとなったのである。また、日本を含む先進18カ国およびECがメンバーである経済開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)においては、「開発と女性」をめぐる検討が70年代に始められた。

一方、女性の地位向上政策は、1946年に設置された国連「婦人の地位委員会」を中心として進められたが、60年代末以来の女性運動の盛り上がりによって、女性の地位向上のための全世界的な取り組みの必要性が認識され、国際婦人年および国連婦人の十年の活動が展開されることになった。1970年代には、このように、開発政策において女性を統合することの重要性が認識されると同時に女性の地位向上政策の動きが活発化し、これら2つの領域の相互関連が明らかになってきたのだった。

1 国際婦人年(1975)、国際婦人の十年(1976~85)における「開発と女性」

国際婦人年は、男女平等がいまだ実質的に実現されておらず女性に対する差別が広く存在するという認識にもとづき、「平等・開発・平和」の三大テーマのもとに、国連および関係諸機関ならびに加盟各国の政府、民間団体による活発な活動が展開された年であった。その中心的事業は、メキシコシティで133カ国が参加して開催された国際婦人年世界会議であり、この会議において、各国が男女平等のために取り組むべき行動を示した「世界行動計画」が全会

一致で採択された。その序章から「開発」に関する記述を引用しよう。

4. (略) 国際社会は、1970年代の国際開発戦略の確固たる目標の一つとして、開発努力全体への婦人の全面的な参加をあげている。

8. 国際経済関係を支配している不均等な発展の結果、人類の4分の3は緊急かつ切迫した社会・経済問題に直面している。これらの問題のしわ寄せをより大きく受けるのは、その中の婦人であり、開発過程における婦人の状況及び役割を向上するためにとられる新たな措置は、新経済秩序の建設という全世界的な計画の不可欠の一部をなさなければならない。

21. 開発の主たる目的は、個人及び社会の福祉に継続的な改善をもたらすこと、全ての人に恩恵を及ぼすことに鑑み、開発は、それ自体として望ましい目標とみなされるだけでなく、男女平等を促進し、平和を維持するための最も重要な手段とみなされるべきである

22. 開発への婦人の参加は、(略) 全ての計画の方針決定・企画及び実施への婦人の参加の拡大を確保することが必要である。

ここには、「開発と女性」に関して現在の世界の大部分が認識している考え方、つまり「性が開発推進に重要な役割を果たすこと、あらゆる決定過程に女性が参画することが必要であること、女性の決定過程への参画を推進し、男女間の格差をなくすことが開発につながること⁵⁾」がすでに明記されている。

しかし、「世界行動計画」を受けて日本政府が77年に策定した「国内行動計画」には、このような考え方は盛り込まれなかった。国内行動計画は、今後10年間の施策展開の課題として、(1) 法制上の婦人の地位の向上 (2) 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加促進 (3) 母性の尊重及び健康の擁護 (4) 老後等における生活の安定の確保 (5) 国際協力の促進、を提示した。最大限に拡大解釈するならば、経済成長が必ずしも女性の地位向上をもたらさなかったという前述の政府代表演説にみられるような反省をもとに、日本国内の開発過程へ女性の参加促進に関する予算化や政策展開がはかられたといえるが、「開発と女性」への言及は、国内についても途上国援助についても、まったく見られない⁶⁾。

国連婦人の十年における国際社会の取り組みのなかで「開発」が圧倒的に強調された一方で、日本においては、「平等」をめぐる取り組みが中心に進められ、とくに強力に推進されたのは、女性に対する学習機会の提供であった。国立婦人教育会館は、その拠点となる社会教育施設として、1977年に開館した。ここでは、婦人教育指導者その他の婦人教育関係者に対する実践的な研修および婦人教育に関す

る専門的な調査研究を行うことを目的として、研修・交流・情報・調査研究の4つを柱に、各種の研修事業、女性学講座などを通じて全国各地の女性の生涯学習の機会拡大に力が注がれてきた。

1980年には、国連婦人の十年中間会議（コペンハーゲン）が、十年の前半期の実績評価および見直しを行うとともに、後半期の行動プログラムを策定して具体的な指針を確立するために開催された。同時に、前年の国連総会において採択された「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准に向けた署名式も行われた。行動プログラムは、「開発」の実現のためには「平等・開発・平和」が不可分であることを強調した。このような流れは、メキシコ会議における南北の意見の対立を経て、「開発」を志向する途上国側の女性たちの強い主張が、「平等」を志向する先進国の女性たちを動かし、形成されてきたといえよう。この年にスタートした第3次国連開発の十年の「国際開発戦略」には、「すべての国は女性が開発のすべての部門、段階に行為者および受益者として平等に参加することを確保するという目的を追求するものとする」と記された。

また、DAC においては、83年にDAC 加盟国に「開発と女性」推進を勧告する「WID ガイディング・プリンシプルス」が採択され、84年にWID 専門家会合が設置されるなど、具体的な取り組みが進められた。

2 ナイロビ会議（1985年）から北京会議（1995年）へ

コペンハーゲンで確認された「開発」に重点をおく考え方は、国連婦人の十年の最終年のナイロビ会議で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」においてより鮮明になった。十年の成果の検討と評価を経て、西暦2000年に向けて各国がとるべき措置のガイドラインである将来戦略は、1 序、2 平等、3 開発、4 平和、5 特殊な状況下における婦人、6 国際・地域協力の6章から成っており、戦略372項目のうち、3分の1以上の138項目が「開発と女性」にあてられている。ここでは、1970年代末以来の危機的な国際経済情勢が開発途上国に悪影響を及ぼし、とくに女性にもっとも深刻な痛手を与えたこと、また先進国と途上国との格差が拡大したことを認識したうえで、開発における女性の参加を妨げる障害を指摘し、途上国における経済的開発の促進、貢献者および受益者としての女性の開発への参加の促進、政策決定者への女性の登用等の基本戦略に基づく、雇用、健康、教育、農業、工業、科学技術等の分野における女性の参加のための具体的措置について述べられた。とくに「平等と平和という目標と不可分に関連している発展の目標を達成するため、政府は開発のすべての分野、部門に適切な機構を設置し、あるいは強化する

ことによって婦人問題を制度的に組み込む必要がある」という指摘は、重要である。

ナイロビ将来戦略を受けて、日本では、1987年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定された。しかし、ここにおいても「開発と女性」は入れられなかった。「第一次改定」（1991年）において、ようやく「15 国際化の進展に対応する女性の国際協力の推進」のなかに「『開発と女性』の推進」の項目が設けられた。その具体的施策は、経済参加・教育・保健医療・環境保全の分野の重視、人材の育成・「開発と女性」ユニット・開発援助実施体制などの整備、「開発と女性」に対する啓発・広報活動など、8項目である。

これに先立って、87年には、日本の政府開発援助（ODA）の実施機関である海外経済協力基金（OECF）にWID 担当官が配置され、これが日本初のWID への取り組みであるとされている。

1980年代には、DAC 加盟国は、次々にDAC 勧告に応じてWID のガイドラインを作成し、それに沿って具体的な取り組みを進めたが、日本はその最後の取り組み国となった。1990年、国際協力事業団（JICA）に「分野別（開発と女性）援助研究会」が設置され、翌91年に報告書が提出された。これは、日本で初めてODA に女性の視点やニーズを明確に取り入れることを提言し、「開発と女性」のガイドライン的役割を果たすという画期的な文書であった。このなかでは、「開発と女性」へのアプローチとして、(1) 「開発と女性」を重視する政府の意図表明、(2) 地域社会ごとの女性の特性に配慮したアプローチ、(3) 地域総合開発の視点に立つ横断的アプローチ、(4) WID の視点を開発の全てのプロセスに反映させる縦断的アプローチ、が提示された。また、「開発と女性」の重点項目として6項目（経済参加の推進、教育の普及と促進、健康・医療・家族計画の促進、環境保全への参加の強化、途上国内での体制の整備、情報へのアクセスの強化）が掲げられ、これらの実現に向けた実施体制についても提言された⁷⁾。

この報告書の提出により、前述のとおり「新国内行動計画」（第一次改定）に「開発と女性」が新しい項目として登場し、WIDへの認識は一気に広がっていった。JICAにおける「環境・WID 等ユニット」設置、OECFにおける「WID 配慮のためのOECF指針」策定など、援助実施機関における具体的な取り組みがおおいに促進された。

こうして、ようやく日本において、80年代後半に開発援助政策におけるWIDへの取り組みが始められ、90年代になって明確な認識、位置づけがなされるようになった。この背景としては、第一に、DAC の勧告を実行に移さずにいた日本政府に対するOECD/DACからの批判が強まり、それに応えざるを得ない状況になっていたこと、第二に、NGO

W I D 関連略年表

| 年 | 日本の女性政策・国立婦人教育会館の動き | 日本におけるWID関連の動き | 国際社会におけるWID関連の動き |
|------|---|---|--|
| 1960 | | | 60 第1次国連開発の十年(～69) |
| 1970 | | | 70 第2次国連開発の十年(～79) |
| 1975 | 75 婦人問題企画推進本部設置(本部長:内閣総理大臣) 総理府婦人問題担当室業務開始 国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会 結成 | | 70s DACにおいてWIDをめぐる検討 |
| 1980 | 77 国内行動計画策定 国立婦人教育会館開館(*は会館関連事業) | | 73 米国海外援助法に「パーシー修正条項(初のWID政策) |
| 1985 | 79 *情報図書室開室(87より婦人教育情報センター) *OECD・CERI家庭教育国際セミナー開催 | | 74 米国国際開発局にWID事務局設置 |
| | 83 *OECD・CERI家庭教育国際セミナー開催 | | 75 国連国際婦人年。国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催、INSTRAW(国際女性研究訓練所)設立 |
| | 85 女子差別撤廃条約批准 | | 76 国連婦人の十年(～85) |
| | 85 *第1回家庭教育国際セミナー開催 | | UNIFEM(国連女性開発基金)設立 |
| | 86 *第1回婦人国際交流集会 | | 79 国連総会「女子差別撤廃条約」採択 |
| | 87 *ESCAP主催婦人情報ネットワークシステムの開発に関する地域セミナー 新国内行動計画策定 | | 80 国連婦人の十年中間年世界会議(コペンハーゲン)開催、第3次国連開発の十年(～89) |
| 1990 | 90 *海外婦人教育情報専門家情報処理研修事業開始 | 87 我が国のDAC/WID運営委員選出(以後毎年再選) | 83 DACにおいてWIDガイディング・トリニショナルズ採択 |
| | 91 新国内行動計画第1次改定 | 89 OECD(海外経済協力基金)にWID担当職員配置 | 84 DAC内にWID専門家会合設置 |
| | | 89 国際協力に関する参議院決議にWIDが盛り込まれる | 85 国連婦人の十年ナイロビ世界会議開催、ナイロビ 将来戦略採択 |
| | | 90 外務省経済協力局の「WID」援助委員会設置 | |
| | | 90 外務省経済協力局の「WID」タスクフォースの設置 | |
| | | 90 JICA(国際協力事業団)に「開発と女性」援助研究会設置 | |
| | | 91 同研究会の報告・提言の提出 | |
| | | 91 総理大臣・外務大臣による国会でのWID支援表明 | |
| | | 91 JICAに「環境・WID等事業推進室」設置 | |
| | | 91 WID配慮のためのOECD指針策定 | |
| | | 91 DAC/WID運営会合東京開催 | |
| | | 92 JICAにWID専門家養成コース開設(以後毎年開催) | |
| | 92 河野洋平氏が初代婦人問題(93より女性問題)担当大臣に就任 | 92 政府開発援助大綱 | 92 国連環境開発会議(UNCED)(リオデジャネイロ) |
| | | 92 在外公館WID担当の指名(インドほか17カ国) | |
| | | 93 JICAに「環境・女性課」設置、JICA「WID配慮の手引書」。OECDに「環境社会開発課」設置 | 93 国連国際人権会議(ウイーン)、ウイーン宣言採択 |
| | | 94 WID担当指名公館の拡大(インドほか83カ国) | 94 国連国際人口・開発会議(ICPD)(カイロ) |
| 1995 | 94 男女共同参画推進本部の設置(本部長:内閣総理大臣)総理府に男女共同参画室および男女共同参画審議会設置 | | 94 ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)主催「開発と女性」に関する第4回アジア・太平洋閣僚会議 |
| | 96 男女共同参画ビジョン答申 | | 95 第4回世界女性会議(北京)、行動綱領採択 |
| | *男女共同参画2000年プラン策定 | | 96 国連人権教育の10年(～2004年) |
| | *女性の教育問題担当官セミナー開始 | | |
| | | 95 第4回世界女性会議において「WIDイニシアチブ」を発表 | |

[JICA「WID関連略年表」、総理府「戦後50年の女性のあゆみ(略年表)」1996を参考に作成]

によるWIDへの取り組みの活発化があげられよう。NGOのなかでも、それぞれ別々に活動していた「平等」を中心に取り組む女性団体・グループと、途上国への援助活動を行ってきた民間団体・グループとが、いずれもWIDに注目し、WID関連の活動を始めるようになった。

1992年には、日本のODAの根本のあり方を示す「政府開発援助大綱」にWIDが取り入れられた。1 基本理念、2 原則、3 重点事項では触れられていないが、4 政府開発援助の効果的実施のための方策において、「開発への女性の積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮する」と明記されている。だが、1993～97年の目標を記した「政府開発援助の第5次中期目標について」には、WID関連の記述は見あたらない。

国立婦人教育会館では、1980年から国際交流事業を開始し、毎年必ず開発途上国から1名以上の専門家を招へいしており、1991年から1993年の国際交流フォーラムはWIDをテーマとして開催された⁸⁾。また、1990年から、アジア・太平洋・中南米地域からの研修生を受け入れて「海外婦人教育情報専門家情報処理研修事業」が実施されている。

3 北京会議以後

国際婦人年から20年目の1995年、中国の北京において第4回世界女性会議が開催され、行動綱領および北京宣言が、全会一致で採択された。行動綱領は、「女性のエンパワーメントのためのアジェンダ（予定表）である」とうたわれ、12の重大問題領域についてそれぞれ戦略目標が掲げられている。そのなかで最大の課題は、メキシコ会議以来一環して南の女性たちが主張してきた「貧困」であり、北の女性たちが強く主張した「人権」であったといえよう。「貧困」は、先進国が途上国を経済的に支配するグローバル化した市場経済体制における構造的な問題としてとらえられ、構造調整政策や対外債務などによって市場の外に持っていた生存手段が奪われた途上国の女性の状況が悪化していること、途上国ばかりでなく世界的に「貧困の女性化」が進行していることが認識された。これまでの開発戦略の見直し、「開発」の概念の問い直し、人間開発を中心にすえた新たな社会経済開発の追求、「無償労働」の評価、ジェンダー分析、ジェンダー統計の整備などが提起されたのである。

日本政府は、北京会議において「WIDイニシアティブ」を発表し、開発援助の実施に当たり、とくに「教育」「健康」「経済・社会活動への参加」の分野を中心として、女性のエンパワーメントと男女格差の是正に配慮した開発援助を拡充するよう努力することを世界に向けて表明した。

1996年7月、総理府男女共同参画審議会は、2年間の審議による答申として「男女共同参画ビジョン」を発表した。「開発において、女性は受益者であるだけでなく重要な担

い手でもあり、均衡のとれた持続可能な経済・社会・人間開発を実現するために、女性と男性が共に開発に参加し、開発から利益を受けることが不可欠である」と明記されている。

同年12月に、北京行動綱領を受けて政府が策定した国内行動計画である「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画一」が策定された。「第2部 施策の基本的方向と具体的施策」のなかに、4つの柱の一つとして、「IV 地球社会の『平等・開発・平和』への貢献」が次のように掲げられた。「『政府開発援助大綱』は、援助の効果的実施のための方策の一つとして、『開発への女性の積極的参加及び開発からの女性の受益の確保について十分配慮する』旨を明記している。これを踏まえ、第4回世界女性会議において発表した『WIDイニシアティブ』に沿って、開発援助の実施に当たり、就学、就業、出産、経済・社会活動といった女性の一生のすべての段階を通じて、女性の地位の強化と男女格差の是正に配慮し、特に、教育、健康、経済・社会活動への参加の3つの分野を重視し、開発途上国及び他の援助国、国際機関、NGOとも協力しつつ、WID分野の開発援助の拡充に努力する」。このための具体的施策として、「WIDは開発援助全体に関わる横断的なものであり、個々の援助案件について、その形成、実施、評価といったすべての段階において、女性の参加と受益が配慮されることが重要である。このため、援助機関従事者のWID／ジェンダーに対する認識を強化し、また、大使館におけるWID担当者の指名やガイドライン、手引書などにより実施体制の充実を図る」ことが掲げられている。「ジェンダー」は、行動綱領においても、「男女共同参画ビジョン」においても、重要なキーワードであるが、「2000年プラン」ではここで使われた以外に、単独で使われた例はほとんど見られない。

近年の日本の開発援助においては、無償資金協力事業、NGO事業補助金、有償資金協力事業、技術協力事業、専門家等の派遣、研修員等の受け入れ事業、国際ボランティア貯金など、「途上国の女性支援（WID）」を盛り込み「女性に配慮した」事業が実施されるようになった。ヌエックにおいても、研修員等の受け入れ事業の一環として、前述の「海外婦人教育情報専門家情報処理研修事業」に加えて、1996年より「女性の教育問題担当官セミナー」を実施している。

むすびにかえて

北京会議を経て、ようやく日本の行動計画に「開発と女性」が明確に位置づけられたとすることができる。しかし、この位置づけは、あくまで開発援助政策の領域に限定され

たものであり、国際社会の認識とはかけはなれたものであるといえよう。この20年間余の国際社会における女性政策、女性運動において全体にかかわる中心的課題であった「開発と女性」の理念や目標が、ようやく日本の女性政策のなかで目にみえる形にはなったものの、「途上国の女性支援」あるいは「配慮」にとどまっているのである。

「開発と女性」とは、開発途上国への援助の問題だけではなく、先進国の一員である日本のこれまでの開発・発展の過程にいかにか女性が関わってきたかを問い直すだけの広がりをもつ概念である。国連開発計画の「人間開発指標」による測定では世界第3位である日本が、意思決定過程への女性の参加を含めた「ジェンダー・エンパワーメント測定」になると第37位に後退する⁹⁾という現状を分析するためには、「開発と女性」の視点が不可欠である。過去および現在の社会経済計画などをすべて「開発政策」としてとらえ、そこにおけるジェンダー・バイアスを問い直し、そのうえで、それらのジェンダー・バイアスの是正、ジェンダー関係の変革を進めることが必要になる。重要なことは、現存の開発プロセスに女性を組みこむことではなく、どんな開発をどのように進めるのかの立案、計画、実施にかかわるすべての過程、とりわけ意思決定における女性の主体的な参画の促進である。自らの社会においてこのことに取り組み、そして途上国の女性たちの同様の取り組みに支援をすること、この2つを日本における「開発と女性」の意味として受け止めたい。ここから、先進国と途上国の状況の違いばかりでなく、さまざまな状況のもとにある女性たちのさまざまな違いを超えて連帯するグローバル・フェミニズム形成の可能性が広がるであろう¹⁰⁾。

「開発と女性」へのアプローチは、この25年間に福祉アプローチから効率アプローチ、公正アプローチへと移り変わり、女性に注目する WID (=Women in Development) からジェンダーに注目する GAD (=Gender and Development「開発とジェンダー」)へと変化してきた。この変化は、この間の女性の社会的な役割のとらえ方の変化を反映したものである¹¹⁾。いまやエンパワーメント・アプローチが重要となっているが、ここにおいては、上からのトップ・ダウンによる女性政策だけでなく、NGO や草の根の女性グループなどによるボトム・アップの運動による女性政策の形成が不可欠である。

国際婦人年以来の日本の「平等」への取り組みは、一定の成果をあげてきたが、今後は、GADを含めた「開発と女性」の視点から、女性のエンパワーメントの促進および社会のあらゆる場面における意思決定への女性の「参画」推進への取り組みが求められている。

(国立婦人教育会館事業課研究員)

注

- 1) 平成8年度は、文部省科学研究費補助金(国際学術研究)による予備調査を実施した。
平成9年度は、同じく科研費によるタイ調査(10月)、ネパール調査(9月、10月)を実施する予定である。
- 2) 三大テーマのひとつであるdevelopment は、1975年以来「発展」と翻訳されていたが、平成2年から「開発」と改められた。
- 3) 志熊敦子 1975 「国際婦人年世界会議の概要」『文部時報』第1180号 文部省 pp56-60
- 4) 田中由美子 1992 「JICAの『開発と女性』プログラム」『「開発と女性」研究の確立をめざして』国際開発学会「開発と女性」分科会 pp1-2
- 5) 織田由紀子 1995 「開発・環境-担い手としての女性」村松安子・村松泰子編 『エンパワーメントの女性学』有斐閣 pp197-198
- 6) E.A. リード(国連婦人の十年・1980年世界会議事務局長)は、日本の行動計画にこの点が欠落していることを講演のなかで指摘した。内閣総理大臣官房(婦人問題担当室) 1979 「国連における婦人問題の取り組み」婦人問題企画推進会議議事録40 pp25
内閣総理大臣官房
- 7) 国際協力事業団 1991 「分野別(開発と女性)援助研究会報告書」目黒依子 1992 「JICA報告書『開発と女性』-報告書起草の立場から-」国際女性の地位協会『国際女性'92』尚学社 pp107-108参照
- 8) サブテーマは、1991年「-国際的ネットワークを考える」、92年「-女性の姿が見える開発に向けて」、93年「-今変革のにない手として」であった。
- 9) 国連開発計画 1996 『経済開発と人間開発』古今書院。ジェンダー・エンパワーメント測定については、国連開発計画 1996 『ジェンダーと人間開発』古今書院、総理府
- 10) 伊藤るり 1995 「<グローバル・フェミニズム>と途上国女性の運動」坂本義和編『世界政治の構造変動4 市民運動』岩波書店 pp47-83
- 11) これについては次を参照。村松安子 1995 「『開発と女性(WID)』領域における女性の役割観の変遷」原・大沢・丸山・山本編『関連社会科学2 ジェンダー』新世社 pp338-351、モーザー、C 1996 『ジェンダー・開発・NGO-私たち自身のエンパワーメント』久保田賢一・久保田真弓訳 新評論